

令和3年1月15日

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校
校長 寶田 康彦

緊急事態宣言下における府立学校の部活動について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をたまわり、誠に有難うございます。

令和3年1月13日付けで、大阪府を含む7府県に緊急事態宣言が発出されたことから、様々な教育活動がどうなるのかとご心配のことと思います。昨日、府教育庁から、緊急事態宣言下における府立学校の部活動について、下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

本校におきましても、下記の内容を踏まえ、感染症対策の徹底を図りながら、部活動を実施したいと思っておりますので、今後ともご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、部活動以外の教育活動等に関しましては、今後新たに通知等が届きましたら、後日改めてご連絡いたします。

あわせて、健康管理と感染症対策には引き続きご注意くださいようお願いいたします。

記

1月14日付け通知「緊急事態宣言下における府立学校の部活動について」より

○ 緊急事態宣言下においては以下の対応とする。

① 普段の練習においては、「生徒どうしが組み合うことが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。

② 練習試合や合同練習については禁止とする。

③ 宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期とする。

④ 十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等※への参加については、主催者による感染症対策を確認の上、出場することは可能。なお、学校においても十分な感染症対策を講じた上で参加すること。

※公式な大会やコンクール等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会やコンクール等

⑤ この間に開催される公式な大会等に出場する場合に限り、事故防止等の観点から①に示す活動については行ってもよいが、感染症対策を十分に講じたうえで最小限にとどめること。

＜問合せ先＞
大阪府立みどり清朋高等学校
教頭 鈴木 勇
TEL: 072-987-3302